

報道資料

平成23年12月14日

総務部税務課課税係 城垣, 小林
☎ 0742-27-8853
内線 2241

紀伊半島大水害による被災者に対する 県税の減免措置を拡充しました！

本日、県税条例の一部を改正する条例が公布されました。

これに伴い、紀伊半島大水害（平成23年台風12号災害）により被災された納税者に対する県税の減免要綱を定め、従来の個人事業税や不動産取得税の減免に加えて、新たに自動車税等についても減免を適用することとしました。

この減免制度の概要については下記のとおりですので、お知らせします。

記

1. 新たに減免の対象となった税目
法人県民税、自動車取得税、自動車税

2. 減免の要件及び減免額

- (1) 法人県民税

減免の要件	減免額
災害により法人の資産に 資本金等の額 （平成23年9月2日の属する事業年度終了の日の現況による。）の 2分の1以上の額の損失を受け、かつ 当該事業年度において、 法人税割額の納付を要しないとき	均等割額全額

- (2) 自動車取得税

減免の要件	減免額
① 被災自動車に代わるものと認められる自動車（ 代替自動車 ）を 災害がやんだ日から6ヶ月を経過する日までに取得した場合	被災自動車の被災直前の通常 の取引価額（50万円未満のときは50万円）に 税率を乗じた額 （ただし、代替自動車の税額を限度。）
② 災害により滅失し、又は損壊した 被災自動車を災害の日前1ヶ月以内に取得していた場合	全額

（注）①又は②のいずれかのみ適用されます（納付済みの場合には減免額分が還付されます。）。

(3) 自動車税

減免の要件	減免額
<p>災害により損害を受けた自動車について、20万円以上の費用を要する修繕を行った場合 (当該損害に対し保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)</p>	<p>平成23年度の自動車税額の1/2 (年度の中途に自動車を取得し自動車税が課されていない場合は、翌年度の自動車税額の1/2)</p>

(注) 平成23年度の自動車税について、納付済みの場合には減免額分が還付されます。

災害により自動車が滅失又は使用不能となった場合には、翌月以降の自動車税額が減額(還付)されます。

また、自動車の定置場が警戒避難区域内に所在する等により、使用できない状態にあると認められるときには、自動車税の課税が留保される場合があります。

3. 減免の適用対象

平成23年9月に発生した紀伊半島大水害(台風第12号による災害)に係る県税について適用

4. 減免の手続き

上記2の要件に該当する方は、減免申請書に必要な書類を添付して、管轄の県税事務所に減免の申請を行ってください。

なお、減免の要件や申請に必要な書類等について、詳しくは下記までお問い合わせください。

【 問い合わせ先 】

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
奈良県税事務所	0742(25)0771 (代)	〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良総合庁舎内	奈良市、大和郡山市、天理市、 生駒市、山辺郡、生駒郡
自動車税第一課	0742(26)1177		奈良県全域(自動車税関係)
自動車税第二課	0743(57)0300	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8	
高田県税事務所	0745(22)1701 (代)	〒635-8525 大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	大和高田市、橿原市、五條市、 御所市、香芝市、葛城市、高市 郡、北葛城郡
桜井県税事務所	0744(43)3131 (代)	〒633-0062 桜井市粟殿1000 桜井総合庁舎内	桜井市、宇陀市、磯城郡、宇陀 郡
吉野県税事務所	0746(32)2687	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	吉野郡
総務部税務課	0742(22)1101 (代)	〒630-8501 奈良市登大路町30	